

平成 29 年 11 月 17 日 発行



第 142 号

行政と町民の調和 (ハーモニー) 草津町議会だより Harmony



視察研修 ～鹿児島県 指宿温泉～
(平成29年9月12日)

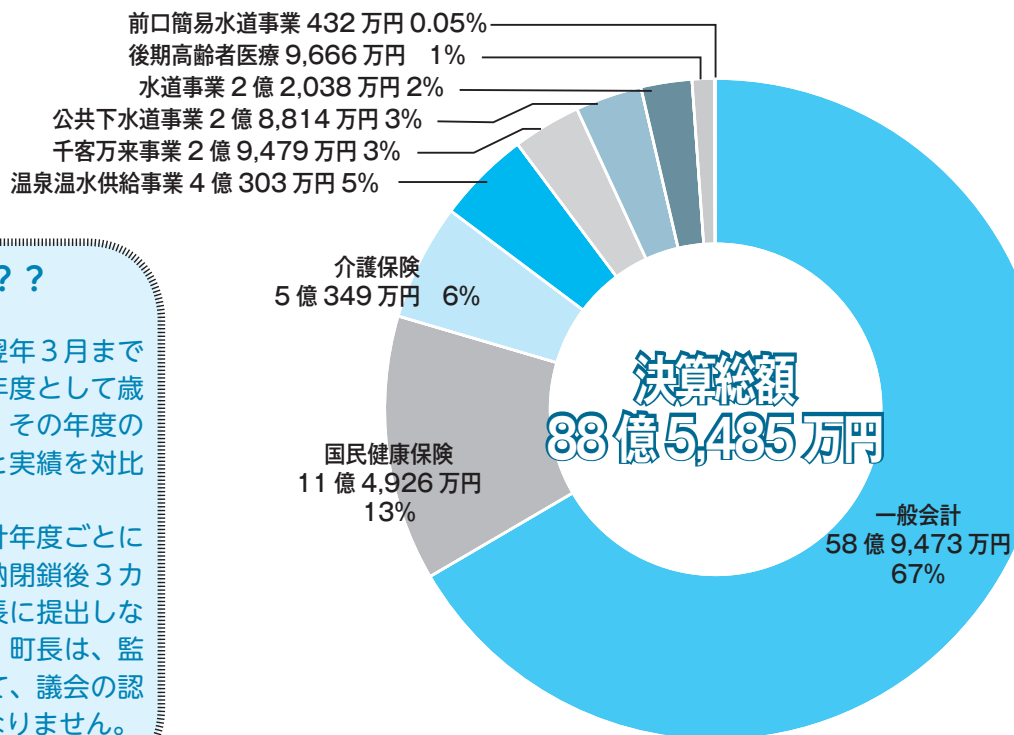
議案第1号 一般会計
2号 国民健康保険特別会計
3号 介護保険特別会計
4号 後期高齢者医療特別会計
5号 公共下水道事業特別会計

議案第6号 前口簡易水道事業特別会計
7号 水道事業会計
8号 温泉温水供給事業会計
9号 千客万来事業会計

決算って??

決算は、4月～翌年3月までの1年間の1会計年度として歳入・歳出を決定し、その年度の出納完結後、予算と実績を対比して作成されます。

会計管理者は会計年度ごとに決算書を作り、出納閉鎖後3カ月以内に書類を町長に提出しなければなりません。町長は、監査委員の審査を経て、議会の認定を受けなければなりません。



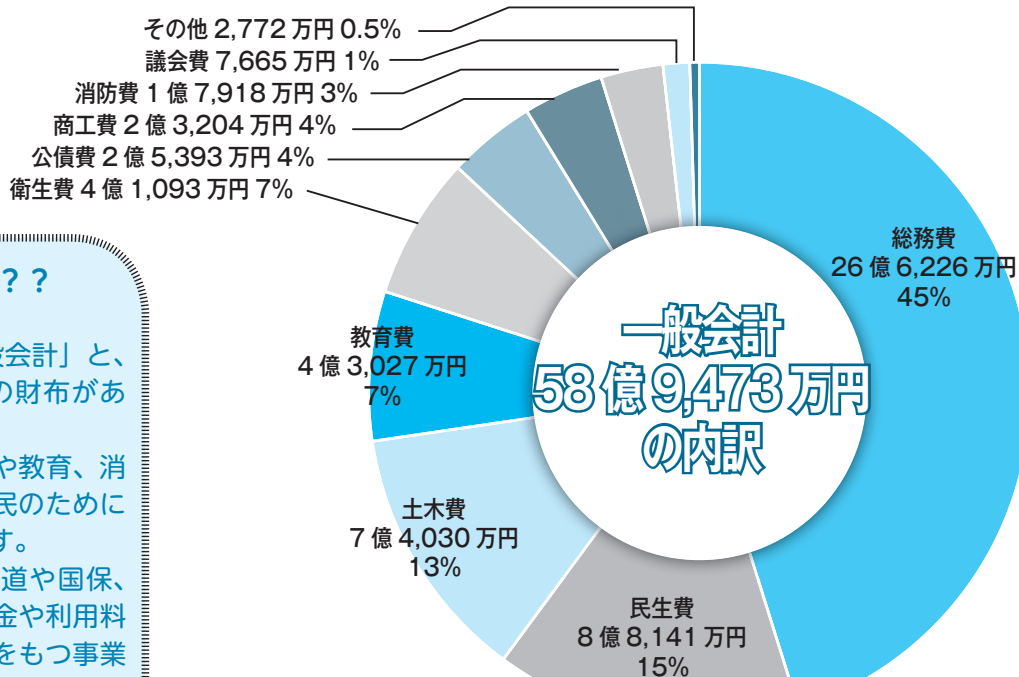
※企業会計（水道事業・温泉温水事業・千客万来事業）は収益的支出の額

一般会計って??

自治体には、「一般会計」と、「特別会計」の2つの財布があります。

一般会計は、福祉や教育、消防、道路事業など住民のために広く行われる事業です。

特別会計は、下水道や国保、介護保険等の公共料金や利用料といった独自の収入をもつ事業です。



※その他・・・農林水産業・諸支出金・労働費

年度意見 審査 28 成算 平決



宮崎 公雄
監査委員



浅香 勝
代表監査委員

一般会計

税に対する毅然とした徴収姿勢により滞納額は減少傾向。一部高額滞納者への対応について、粘り強く交渉し滞納の解消に努めていた。また、町税の不納欠損額は、前年より減少するも3千500万円と依然高額。処分に至るまでの間、徹底した調査を行い、厳正に対処を。

国民健康保険特別会計

前年度を下回る医療費となったが、高額医療者の後期高齢者医療移行によるもの。今後も各種検診を促進し、早期発見・早期治療による医療費削減への努力を。滞納は年々減少傾向にあるが、滞納者の慢性化や高額滞納者も見受けられる。こまめな徴収努力を。

後期高齢者医療特別会計

高齢化社会において医療費は年々増加。保険料を財源とする中、滞納問題は切実である。これ以上滞納が高額化しないよう対策を望む。

介護保険特別会計

給付費は増加傾向。町独自の支援体制を強化し、給付費の抑制に結びつく仕組み作りの検討を。滞納額の減少は評価できるが、依然500万超と高額。時効による安易な欠損処分はせず、滞納額の解消に努められた。

公共下水道事業特別会計

大規模工事を控え滞納対策は重要。解消に向け一層の努力を望む。下水処理場の再構築についてはまだ時間を要するため、現有施設の修繕費用の軽減にも努めて頂きたい。

現在の下水処理場。
再構築までの間、修繕費用軽減に努める。



前口簡易水道事業特別会計

施設の老朽化が進み更新時期を迎える。今後の前口簡水のあり方も踏まえた更新計画を立て、安定した供給をお願いしたい。

水道事業会計

草津町は山間部より湧水を集水しており、導水管の破損は致命的。台風シーズン前のこまめな点検・補修により安定的な水の供給をお願いしたい。

温泉温水供給事業会計

人件費・修繕費・材料費の減少などにより純利益が前年度を上回る良好な結果となった。

滞納は減少しているが1億円を超える。給湯停止措置等の実施により厳正に対処し、解消への努力を。

千客万来事業会計

観光公社の施設使用料が主な収益のため、観光公社の経営安定が不可欠。

白根レストハウスは本年度も休業を余儀なくされたが、本白根山観光へのプロモーション活動や、冬期間の順調な営業により、5千万円を超える純利益となった。今後も健全経営が図られるよう望む。

平成28年度 決算総括質問



金丸勝利 議員

草津よいとこ元気基金（ふるさと納税）について

Q 寄付獲得に向けた今後の取り組みは？

A 感謝券を継続する

Q ふるさと納税の更なる寄付獲得に向け、今後の取り組みは？

A 草津町を応援したいという全国の方々の思いに応えるためにも、返礼品については感謝券方式を維持。より魅力的な町づくりを進めていくことが大切。町民の皆様にも引き続き協力をお願いしたい。



Q 企業版ふるさと納税の寄付金の割合は？

A 実績はない

Q H28年度開始の企業版ふるさと納税による寄付金の割合は？

A 企業版ふるさと納税は、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を企画立案し、国へ申請を行い、認定を受けた上で企業から寄付を受けるもの。

草津町はこの制度に該当しておらず、実績はない。

Q 総務省との協議の進捗は？

A 理解ある見方に変わってきた

Q メディアでも取り沙汰されている返礼品の感謝券。総務省との協議の進捗状況は？

A 本年4月、総務省より返礼率を3割までにすること、そして換金性の高い金券（感謝券）については見直すよう強い要請があった。

返礼率については他市町村の対応状況を鑑み10月より5割から3割に変更する事とした。しかし感謝券については法律にもモラルにも反しておらず、当町は今後も継続していくことを明言。当初総務省は否定的だったが、内閣改造もあり理解ある見方へ報道とともに変わってきた。



町が運営するふるさと納税特設サイト。
返礼率変更や転売禁止等の情報も掲載されている。

ふるさと納税返礼品割合の変更について

平成29年10月1日より「くさつ温泉感謝券」の返礼割合を3割とさせていただきます。なお、感謝券利用可能店舗におきましては変更ございません。また、くさつ温泉感謝券と共にご利用しております「大滝乃湯入浴券」におきましても、平成29年10月1日より返礼割合を見直し、1万円の売価で5枚提供とさせていただきます。詳細につきましては、ここをクリックしてPDFをご覧くださいませ。

『くさつ温泉感謝券』の転売禁止について

草津町が、お客様へお届けした「くさつ温泉感謝券」をネットオークションへの出品等（不特定多数のものを対象とした売買）を行う行為は、くさつ温泉感謝券の取り扱いに関する条約に違反する行為です。このような行為は、草津町（草津温泉）の信頼性や公平さを損なう行為であり、認められるものではありません。草津町は、悪質な行為を行うものに対して、提訴（損害賠償請求）をもって対抗する用意がありますので、厳に慎むようお願いいたします。

町税滞納及び使用料の未収金について

Q 水道・温泉使用料の未収金

A 水道約1千270万円、温泉1千270万円、温泉温水8千310万円

Q 水道事業、温泉温水供給事業における翌年度当初の未収金の額は？

A 水道使用料で約1千270万円、温泉温水使用料で8千310万円となっている。

平成28年度 決算総括質問

Q 滞納額の縮減と未収金への更なる対応を

A より一層努力する

Q 今後も町税滞納額の縮減と使用料未収金への対応に更なる努力を。特に高額化に対しては公平・公正の立場から毅然とした姿勢で臨んで頂きたい。

A 納期内の納税推進を図り、滞納の早期解消に向けてより一層努力する。新たな滞納者の発生の防止にも努めていく。未収金についても高額滞納者からは誓約書を徴すなど毅然とした姿勢で対応する。

年度別 入込客数および入湯税

年度	入込客数	入湯税
H26	287 万人	2 億 3500 万円
H27	300 万人	2 億 4000 万円
H28	308 万人	2 億 3400 万円

Q 入込客数と入湯税の推移について

A 入込客数と入湯税が比例していない理由は？

Q 入込客数の計測システムを切り替えたため

A 入込客数は年々増加しているのに対して入湯税は横ばい。比例して増えているという理由はないのか？

A H28年度から、入込客数の計測システムをより実数に近く計測できるものに切り替えた。その結果大きな伸びを示しており、単年度に大きく変動したデータとなった。あと1、2年経過すればこの乖離は解消される見通し。



Q 一般会計予算に対する人件費比率について

A 役場各課において人員不足はないのか？

Q 中長期的な視野で対処している

A 一般会計決算額は増額したが、人件費比率は前

Q 国民健康保険特別会計について

A 国保会計の医療費減少の要因は？

Q 薬剤の単価改訂と後期高齢への移行

A 国民健康保険特別会計の医療費が減少。他会計

年対比1.1%の減。決算額が増えれば仕事量も増えるはず。役場各課での人員不足はないのか。

A 決算額の増額は数多く事業を行ったためではなく、ふるさと納税が増えたため。しかし総体的に仕事量が増えていることは確か。

人員不足ではないが近い状態にある分野もある。特に免許や資格、専門的な知見を必要とする職場においては人員補充が簡単ではなく、苦慮している。

からの繰入金に依存している本会計にとって喜ばしいこと。主な要因は？

A 二つの要因が予想される。1つは高額な薬剤の単価改定が行われたこと。肝炎治療薬・抗がん剤においては概ね2分の1に改定された。もう一つは高度医療を受けていた方が75歳以上になり、後期高齢者医療に移行したこと。

過去最高額だったH27年度よりは減少しているが過去2番目に多い給付費であ

経験豊富な定年退職者の積極的な再任用や、新規職員の採用など、中長期的な視野を踏まえて取り組んでいる。

職員のワークライフバランスにも配慮しながら、住民サービスの充実も引き続き図っていききたい。

り、依然財政運営は厳しい状況にある。今後も早期発見・早期治療により、医療費の抑制に努めていく。



ことが ました

条例改正等

○議案第10号 総

草津町個人情報保護条例及び草津町情報公開条例の一部改正

法律における個人情報の定義の明確化や新たに要配慮個人情報扱いなどが規定されたため、所要の整備を行いました。

○議案第11号 総

非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

老人ホーム等入所判定委員の費用弁償について、従来は日額賃金で行っていましたが、報酬で行うことが適切であることから、条例を一部改正しました。

○議案第12号 総 総

H 29 年度一般会計補正予算（第二次）



補正額 +3 億 9,634 万円		総額 52 億 5,536 万円
主 な 内 容		
歳	草津よいとこ元気基金積立金	2 億円
	くさつ温泉感謝券	1 億円
	ふるさと納税 手数料	1,520 万円
出	予備費	1,336 万円
	ふるさと納税 事業費	1,223 万円
	都市計画整備 建設・改良工事	1,007 万円
	町営住宅中島団地 修繕料	550 万円

議案第13号 民

H 29 年度介護保険特別会計
補正予算（第一次）

【補正額】 +111 万円
【総額】 5 億 5 千 249 万円
・包括支援事業人件費 +110 万円

第三セクターとは??

地域開発などのために、
地方公共団体（第一セクター）
と民間企業（第二セクター）
が共同出資して設立する
事業体のこと。
公共的な事業を、民間の資金
と能力を導入して官民共同で
行おうとするもので、
民間活力活用方式の
一つです。

○議案第14号

教育委員の任命に関する
同意

・黒岩 智絵子 さん

○議案第15号

固定資産評価審査委員の
選任に関する同意

・湯本 富三郎 さん

○報告第1号

地方公共団体の財政の健全
化に関する法律に基づく健全
化判断比率等の報告

全ての財政指標が基準内に
収まっているとの報告があり
ました。

○報告第2号

第三セクター等の会社にか
かる決算報告

観光公社、社会福祉協議会、
白根草津パークランド、にし
あがつま福祉会、草津温泉フ
ットボールクラブの決算報告
がありました。

こんな きまり

発議（議員提案）

○発議第1号

住宅宿泊事業法第18条に基づく住宅宿泊事業の実施期間を制限する条例制定を求める意見書の提出

本定例会に提出され採択となった請願書を基に、意見書を提出しました。

・提出先 群馬県知事 ・要旨

民泊は、次のような生活環境の悪化をもたらす可能性があるため、草津町における民泊事業の実施期間を制限する条例制定を求めます。

- ① 防火管理の問題
- ② 共同浴場におけるトラブルの増大
- ③ 教育施設の周囲での営業の可能性

○発議第2号

地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議
議決され次の通り特別委員会が設置されました。

『固定資産税課税調査 特別委員会』

・構成委員

委員長 宮崎 謹一
副委員長 宮崎 公雄
委員 水出 文夫
黒岩 卓
山田 英器
上坂 国由
中澤 広夫
湯本 晃久
園田 恵一
金丸 勝利
小林 純一

・調査事項

- ① 固定資産税の課税に関する事項
- ② 草津町役場職員の守秘義務に関する事項
- ③ その他前各号に附帯、付随する事項

◆調査の詳細・結果の報告については別冊の議会報告に掲載します。

●100条調査とは？

地方公共団体の事務に関する調査を行うために議会に与えられた権限。地方自治法第100条に規定されていることから100条調査と呼ばれます。

この調査では、選挙人その他の関係人の出頭や証言、記録の提出を求める等、議会が非常に強い権限を発動します。そして町が適正な事務処理をしているかを追及し、違法行為や不適正な事実があれば是正・改善するよう戒めます。議会の監視機能と政策機能を十分に発揮させる為に、このような強い調査権が与えられています。



みなさんからの請願書・陳情書はつぎのとおりとなりました。

件名	請願陳情等の要旨	請願・陳情者の氏名	付託委員会	審査結果
町道認定についての陳情書	南本町区内の町道「運動茶屋焼却場線」に接する私道を、町道に認定して下さい。	婦恋村 上坂 建司 他4名	民教土木 常任委員会	継続審査
「町道東町一号線拡幅要望陳情書」における趣旨採択案件に関し再審の陳情	平成29年6月の草津町定例会に上程され趣旨採択となった「町道東町一号線拡幅要望陳情書」について、当該陳情書の内、署名捺印に疑義のある部分がある為、それを無効とした上、当該採択案件の再審を陳情します。	草津町 市川 正彦	民教土木 常任委員会	審議未了
『住宅宿泊事業法』に関する条例制定を群馬県に働きかけることについての請願書	『住宅宿泊事業法』が成立したことに伴い、草津町が独自に民泊の実施を制限する条例制定を行うことが不可能となった為、群馬県において条例で草津町を民泊実施の制限の対象区域として定めて頂くよう、意見書を提出して下さい。	草津温泉旅館協同組合 代表理事 黒岩 裕喜男 他19名 紹介議員 中澤 広夫 宮崎 謹一 宮崎 公雄 湯本 晃久	総務観光 常任委員会	採択

委員会審査・報告

総務観光常任委員会

〔付託議案外〕

第10号 個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正

Q 独居老人が何かあった場合早く助けなければならぬが、問題ないか。
A 公的機関の部分では問題ない。

第11号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

Q 従来の賃金ではなく、報酬による費用弁償に何か影響はあるか。
A 名目が変わるが、対価は変わらない。

第12号 H29一般会計補正予算（第2次）

Q 商工費における代位弁済の件数・総額は？

A 31件で、借入総額2億2千万円の内、7月までの1億4千250万円が対象。保証協会84%、町16%の割合で弁済。

Q 盗難に遭った若山牧水像の再設置の総額は？

A 総額330万円。その内中之条80万円、草津20万円、残りは寄付金。今回は石で造る。



再設置された牧水像

Q 庁舎内設置のWi-Fiはパスワードが必要か。

A 訪れた人の為に設置。パスワードは入れる方式。

Q ESCO事業について、補助金はあるのか。

A 補助金はない。工事は1年で割賦返済方式。電気料の削減でトントンになる計算。温泉地なので故障しやすいが、業者負担。

ESCO 事業って？
Energy Service Company の略。
省エネルギー改修にかかる費用を
光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

省エネ



Q ふるさと納税ホームページ135万円は既存のふるさとチョイスのものか。

A そうではなく町独自の決済システム。ふるさとチョイスからは国の指導の影響か、感謝券は外してほしいとの話があったが、努力の結果認めてもらえる方向に変わってきた。

Q アジア都市景観賞とは？

A 国連アジア支部主催で中国銀川市にて行われた。復興部門での表彰が多く、開発では草津町のみ。インバウンドにも有効と判断し出席した。

〔付託議案外〕

◆マウント・シックスの組織縮小について

事業縮小に伴い、町の組織体制についても縮減を図る旨の報告があった。議員の参加についても見直すよう当局に要望。

◆ふるさと納税について

10月より返礼率が現行の50%から30%に変更となるが、8月までの実績で前年の同時期を上回っているとのこと。

◆ライティング及びライブラリー事業について

湯畑湯滝前ライトが眩しいとの意見があり今後研究する。また西の河原

公園のライティングとライブラリー設置後、泉水通りを歩く人の数が増え、今後とも積極的に宣伝することを当局に要望。



ライティングされた夜の西の河原

請願1

『住宅宿泊事業法』に関する条例制定を県に働きかけることについての請願書

採択

民泊の実施によって懸念される問題点について十分理解できることから、採択としました。

委員会審査・報告

民教土木常任委員会

〔付託議案〕

第12号 H29一般会計補正
予算(第2次)

Q 災害復旧費、先月の大雨の影響はどの程度?

A 町道では昭和区で長さ21m、幅3.5mの路肩崩落があった。他に数力所、土手の崩落があり、建物にも被害が及んだ。

Q 昨年春先の大雨で西の河原の水が泉水区にあふれたが今回は?

A 当時は草刈り後の草が詰まって水があふれた。現在は都度撤去しており、今回は問題なかった。

Q 教育費の修繕。網戸設置とのことだが場所は?

A 公民館。2階の児童室は落下防止の柵を作る必要がある、高額になった。

〔付託議案外〕

◆下水処理場再構築に係る用地交渉の進捗状況

土地の境界が確定し、財務省との間で必要な手続きを行う旨と、平成31年度から着工との見通しを示された。

◆高崎循環器病院の件

民事再生手続き開始。しかし後期高齢保険料の水増し請求が判明。県が役員の責任追及と返還請求をするが、返還の可能性は薄いとの報告があった。

◆ハンセン病療養施設の運営移管について

ハンセン病療養施設の運営を各自治体へ移管する動きがある。町としては反対の立場で、国による運営維持を引き続き求めるとの見解が示された。

◆その他(質問・要望事項)

Q Jアラート、避難場所等について事前の周知が必要。避難場所の広報をもう少し。

A ハザードマップは町が持っているが、Jアラートに関しては国に指針を求める。

陳情4 町道東町一号线拡幅要望陳情書、趣旨採択の再審

審議未了

署名の撤回をこのことでしたが、制度上再審できないため審議未了となりました。

陳情6 私道の町道認定

継続審査

土地の分筆・地目変更の作業中との報告が当局より示され、引き続き手続きの完了後に判断することとし、継続審査としました。

温泉温水対策特別委員会

〔付託議案外〕

◆旅館業法の一部改正の動向について

客室数等の規定も見直しとの方向が示されているが、法案成立前のため付随する施行令の改正内容等も未だ示されず。今後の動向を注視するとの説明が当局からあった。



Q 今後、民泊客による共同浴場利用が想定される。公衆浴場使用条例に利用制限を盛り込めないか。

A 各区で鍵の設置や時間制限などを行い、トラブルは減少傾向。条例上に町外者の利用制限を盛り込むことは差別にあたる恐れもあり難しい。

議会運営委員会

〔付託議案外〕

◆委員会の所管事項

温泉温水対策特別委員会を常任委員会とし、上下水道に関する事務を民教土木から温泉温水に移管しようとする、所管事項見直しの件。大事業の下水処理場再構築も未だ計画策定の段階で、早急に見直す必要性がないことから、次期改選期からの移管に向け検討する事に。

◆スキー環境整備に関する要望書

「片品・みなかみ・草津ウィンタースポーツ議員連絡会」において、各議会からの検討結果を踏まえた要望書を県知事・県議会議長・県教育長に提出する事となった。
(9/20提出)

議 案 質 疑

議案第1号 H28 一般会計決算



中澤 広夫 議員

Q 町債について、27年度は5億4千220万円、28年度は2億1千630万円で3億円ほどの減少が見られるが、この要因は。

A 愛町部長 それぞれの年度で実施すべき事業に対し、必要があれば起債を行う。27年度では防災無線のデジタル化や熱乃湯の建築関係など。28年度については、学校のアスベスト対策などがある。28年度において起債を要する事業が少なく、結果的に前年比で町債が少なくなった。

Q 歳入における雑入、主な内容は。

A 愛町部長 28年度の雑入は4千970万円。主なものは企画創造課で指定管理の施設使用料3千230万円。その他広域連合に派遣中の職員の人件費や、市町村振興宝くじの交付金など各課広い範囲にわたっての合計額となっている。

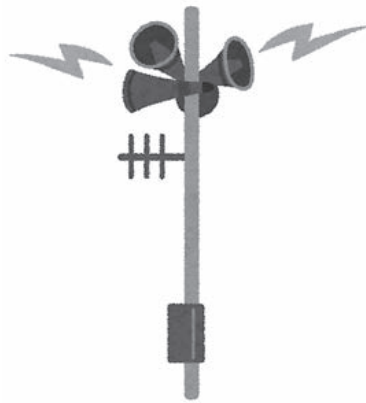
上坂国由 議員

Q 防災無線等のデジタル化について、先日Jアラートが鳴ったが、これもデジタル放送対応か。今回は聞こえない地域がなかったか。

A 愛町部長 Jアラートは国で制御的な管理をしている。国が警報を鳴らすかどうか判断し、鳴らした結果、各市町村の防災無線を通じて流れる形。日頃役場が色々な連絡事項で防災無線を利用してあるので、Jアラートが鳴る際も支障はないと思われる。

Q 有事の際、町の体制として準備していること、備蓄しているものがあれば説明を。

A 愛町部長 アルファ米や毛布等、概ね5千人分の用意がある。草津町の場合、定住人口の他にお客さんもあるので、可能な範囲で徐々に増やして行ければと考えている。



アルファ米とは？

一度炊いたお米を乾燥させたもの。水やお湯を注ぐだけで柔らかいご飯になるので、非常用保存食として重宝されています。



湯本 晃久 議員

Q 不用額について、
①道の駅整備事業費の需用費で約75万円。要因の説明を。
②都市計画費の工事請負費で約610万円。できなかった事業や安く済んだ事業があったのか。
③非常備消防費の需用費で約62万円。不用額が多くなった要因は。

A 観光課長 ①主なものは光熱費でほぼ電気料。40万円ほどの執行残が出た。他に修繕料25万円が執行残。

A 企画創造課長 ②入札等の際に事業費が予算額を下回り予算残が生じた。繰越明許になった事業が一部あるが、それ以外取り止めはない。執行率は97.4%。

A 愛町部長 ③消防団のポンプ車や、消防小屋等の施設の急破修理費だが、急破対応が少なく50万円ほどが残余金に。光熱水費の残余金約10万円と合わせて60万円ほどが不用額となった。

園田恵一 議員

Q 固定資産税について、町側から減免申請を提出するよう頼むことはあるのか。また、減免申請が出たのに税金が増えることはあるのか。

A 税務課長 町側から提出するよう頼むことはない。また、それによって当然税額が増えることもない。

Q ある議員から、町側から減免申請を出すと言われたという発言がある。今の答弁で間違いないか。

A 税務課長 町側から提出を要請することはない。

Q 28年度決算の固定資産税の中で、議員等の公職にある者から固定資産税を減額させるような働きかけはあったか。

A 税務課長 そのような事実はない。

Q では議員等は当局と接触したことは一切なかったという理解でよいのか。

A 税務課長 接触はあった。

Q 具体的にどのような接触か。

A 税務課長 税に対する相談。

Q その件について、町側の守秘義務違反だ、百条委員会を設置してはつきりさせようと公の場（議会運営委員会）で発言した議員もいる。町が守秘義務を破った事実があったのか。

A 町長 公務員が知り得た情報全てが守秘義務に当たるわけではない。公益通報者保護法によれば、組織内の違法行為を通報した者がいれば、組織はそれを守らなければならぬ。また刑事訴訟法では、公務員は職責上知り得た不正を告発しなければならぬとある。

議会運営委員会で、百条を設置しようという声や、守秘義務違反が疑われる職員等の具体的な名前も上げられたと聞いている。もし事実なら行政として大変心外な話。公式の場での発言となれば看過できない。私の信頼できる部下だ、守秘義務違反は断じてない。

私のバッジにかけて申し上げる。

Q 税務課長の答弁と議員の発言が真逆。町から減免申請を出すように言われ、提出したら税金が下がったと発言している。私の質問に対して何か出せる資料はあるのか。

A 町長 町と当事者とのやりとりの記録は残っている。

Q この際、動議を提出する。それらの資料をぜひ拝見したい。固定資産税の課税等についての調査に関する動議である。

※この動議については、あらかじめ発議として文書で提出されていたため日程の最後に追加して審議することとなりました。

審議の結果、『発議第2号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議』が可決され、特別委員会が設置されました。



黒岩 卓 議員

Q 一般会計からの繰出金について、国保会計では減っているが、後期高齢者医療会計では増えている。人口ピラミッド変化の影響かと思うがいかがか。

A 住民課長 おっしゃる通り、国保から後期に移転する方の増加に伴い、一般会計からの繰出金も国保が若干減り後期が伸びている。29年度も同様の傾向で後期が増えるかと推測。

Q 後期高齢者医療は広域で行う。広域への負担金はあるが、町で国保に充てていた分が後期へ移行し減るので、赤字部分が少しは助かるのか。

A 住民課長 後期への移行で国保は若干軽くなる。しかし国保も後期も、年金等で所得の少ない高齢者の方が主な対象者なので、所得に対しての保険料率が下がる。減免対象者も増えており、町の負担は決して減らない。

議案第3号

H28介護保険特別会計 決算

黒岩 卓議員

Q ①一般会計からの繰出金について、28年度が9千537万円です。27年度より54%増加しています。また29年度予算は今回の補正後7千178万円となり、28年度決算を約2千万円下回っている。年齢層の構成が変わり一般会計からの繰出金が増える中、今後の補正の見込みは。またこの問題についてどうお考えか。

②介護保険の融資基金の content と利用状況について説明を。

A 福祉課長 ①27年度の決算の段階で一般会計からの繰出金が800万円不足していた。これが28年度に入ってきた関係で決算が増額となった。

また65歳以上人口の増加に伴い給付費も増額。国・県・町それぞれの負担額も当然増えている。

②介護給付費準備基金について、28年度に5千500万円を基金から繰り入れて使用し、その精算として今後12月補正で5千万円を積み戻す。これにより基金は2億2千万円ほどになるが、結果500万円取り崩した形。

Q ②今後また取り崩していく可能性があるのか。

A 福祉課長 このままの税額だと徐々に取り崩していく傾向にある。

Q ②潤沢な介護会計がいつまでこのままでいけるのか、その見通しを。

議案第6号 H28前口簡易水道事業 特別会計決算

小林純一議員

Q 使用料の滞納額、前年度比で約22万円増えている。歳入は約100万円の減額。この状況が続くと将来的に予算に不安がある。滞納者は固定化しているのか。

A 上下水道課長 大口の滞納で1件、決算前の約束していた時期に入れて頂けなかったものがあり、出納閉鎖直後に解消。差し引きすると滞納額は約12万円となり、27年度よりかなり減っている。

議案第12号 H29一般会計補正予算 (第2次)



水出文夫 議員

Q 役場庁舎のESCO事業について。29年から39年の10年間にわたって1千350万円ということだが、事業効果はどれくらいの見込みか。またESCO事業について役場庁舎本体以外の各施設における計画はあるのか。

A 愛町部長 役場庁舎の照明をLED化する事業。効果についてはシミュレーション段階だが、年間で概ね百万円の電気料を削減できると見ている。昼間でも電気が点いている役場庁舎は効果が大きい。今回は役場庁舎のみ行う。

Q 役場関係の施設に関して、新しい電力会社との契約等による電気料の削減の計画はあるのか。

A 愛町部長 電力の供給の自由化、PPS(＝新電力)についてのご質問かと思うが、これはPPSとはまた別で省エネ関係の事業。PPSについては検討中で、ある程度煮詰めているような状況。

黒岩 卓議員

Q 保健体育総務費で、土地建物使用料が65万円の減額。レクの森の無償貸与ということだが、管理及び年間の使用状況について説明を。

A 教育委員会事務局長 森林管理署に支払うレクの森使用料として予算計上したが、今年度申請した段階で無償となり減額した。使用については、観光公社のほうに管理委託をしている。使用状況については詳しく把握していないので調べさせていただきます。



各地区一名所の創設で さらなる魅力の引き上げを



園田 恵一 議員

Q 各地区一名所の創設について
湯畑一点主義も大切であるが、各地区に一つずつ名所を作れば、町全体のインフラ整備にも繋がるし、町民経済に寄与できる。長期的に考えればお客様が連泊してくれる余地が生まれるのではないか。
各地区の魅力を引き上げていく施策を具体的に考えか。

A 町長

私のシャランパンタワーの理論を理解してもらいたい。中心街に人を集めれば、全体のお客様が増える。私が行ってきた事業は、マーケティングであり、マネジメントである。

Q 独居老人の方々へのお弁当等の宅配について

草津町には400名近い独居老人の方がいらっしゃると聞いた。それらの方々のうち、希望者には、お弁当などを届けたらどうか。色々な方法が考



ライティング等の効果で賑わう湯畑

えられる。
安心して年をとれる町にするため、こうしたことも必要なのではないか。

A 町長

当町では、すでに以前から高齢者への宅配サービスを実施している。高齢者に対して単に食事を提供すれば高齢者が喜び、満足するかもしれない。私は、必ずしもそうではないと感じている。

草津町まち・ひと・しごと・創生人ロビジョン・ 総合戦略の基本目標について



小林 純一 議員

Q 数値目標の達成率は？

A 町長

観光客数は目標達成に向け概ね順調。就業者は人口減少に伴い465人ほど減少。合計特殊出生率は、わずかながら上昇。基本目標三について、2019年度にアンケート実施予定。ふるさと納税件数は、2019年度を待たずに目標達成。

Q 29件の新規事業の進捗状況は？

A 町長

現在22件の事業に取り組んでいる。まだ取り組んでいない事業と理由。温泉熱の活用・採算ベースに乗せる事が難しい。熱源の関係も。若者創業塾・創業に関わる相談がない。サテライトオフィス整備・空き部屋等の調査が完了していない。共同託児所開設・運営支援・設備基準や人員配置基準等クリアすべき事項があり、頓挫したまま。教育環境整

備の4事業・個別の事業実施ではなく、全体として取り組んでいる。空き家・空き室の活用促進事業・町内の空き家調査を実施。活用の推進を図る。生活者向け買物支援・道路運送法上難しい。民間の宅配も進んでおり、それらを踏まえて今後検討する。観光人材の広域交流・従事先の事業所の勤務形態等の事情で、人集めが困難であり、取り組みが実施されていない。健康管理サポート体制の構築・既存の事業を対応させる形で実施している。

Q 子供のいる世帯や、産みたいと考えている層を中心に、積極的に移住者を募るべきだと思いませんか？

A 町長

観光立町であり、移住者もほとんどの場合観光業に従事する事になると思われる。観光の活性化で、湯畑再開発事業等、施策を実施し、給食費の無料化、児童館の拡充、幼保一体の環境整備、受け入れ年齢の拡大・保育時間の延長、中学生の制服購入助成、高校生の就学支援補助金等、子育て環境の改善を行ってきた。今後も移住者、定住者増加のための施策を実施していきたい。

櫻井伸一議長に対する 議長不信任決議を賛成多数で可決

○ 10 月 23 日に行われた草津町議会臨時会において、固定資産税課税調査特別委員会からの調査結果報告がなされ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

これを受けて櫻井伸一議長は、調査委員会の報告に対して考えを述べました。

その後、宮崎公雄議員及び 4 名の賛成議員より議長不信任決議についての動議（発議）が提出されました。審議の結果、草津町議会はこの発議を賛成多数で可決しました。詳細は以下の通りです。

※固定資産税課税調査特別委員会の報告については別冊の議会報告をご覧ください。

委員会報告を受けて （櫻井議長の発言）

今回の 100 条委員会の調査においては、皆様方の本当に貴重なお時間を費やさせてしまい、また行政側においても貴重な時間を費やさせてしまったことについて、お手数おかけして大変申し訳ないという風には思っております。

今回の調査報告書は私も局長から頂き拝見しました。当初の調査においては町に対しての調査ということでしたが、報告書においては私の調査が大きく占めていたように感じられます。であれば、町側からの意見聴取だけではなく、私も参考人として呼んで頂いて、ぜひとも意見聴取をして頂くことがよかったように思います。その方が、委員会の調査方法としては、フェアであると思わ

れます。そう言った意味合いからしてもこの報告書について、私としては全てを認めるわけにはいきません。今後委員会の議事録等々をよく精査して対応していきたいと思っています。

いずれにしても、今回の件で法令違反はなく、また税務課の指導通りに進めてきた案件で、税務課で決めた税金はそのまま滞納なく支払っております。それに対しての、あくまでも説明会においては、税務課の課税ミスに対しての説明会です。役場職員に対しての圧力をかけたという報告も見受けられましたが、そういった認識はありません。

今後も町民の為に、また草津町議会議長として一生懸命頑張っていく所存ですので、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

〔発議第 1 号〕

櫻井伸一議長の 不信任決議に ついて

〈発議提出者〉

草津町議会議員

宮崎 公雄

〈発議賛成者〉

草津町議会議員

水出 文夫

湯本 晃久

金丸 勝利

小林 純一

〈発議内容〉

櫻井伸一議長の不信任決議

本町議会は、櫻井伸一議長を信任しない。
以上、決議する。

平成二十九年十月二十三日
草津町議会

〈提案理由〉

議会は住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。

日本国憲法の第八章には、地方自治が設けられております。さらに第九十三条で「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されております。ここで「議事機関」とし、国会のように「立法機関」としなかつたのは、議会は条例の制定、改廃にとどまらず、ひろく行財政全般にわたる具体的事務の処理についても、意思決定機関としての機能を持つからであります。

現行制度は、この憲法を基軸として、地方自治法をはじめ地方財政法、

地方税法、地方交付税法、地方公務員法、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律、公職選挙法などによって、地方自治の組織と運営の基本が形づけられており、しかも、首長には執行権を、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を許さない建前がとられております。それは同時に、議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならぬかを我々に示しております。

議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるのであり、まさに「選良」ということばで呼ばれるように、議員の一言一句はともなわず住民の声であり、我々の質問や質

疑・討論は、同時に住民の疑問であり、表決においての一票は、住民の立場にたつての真剣な一票でなければなりません。

また、憲法第十五条では「公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定められているように、議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であつて、これが議員の本質であります。にもかかわらず、今回の百条調査の結果、櫻井議長は議会議長という立場でありながら、自分個人の利害のために職員に圧力をかけた行為は議員としてのモラルを逸脱したものであり、言語道断の許しがたい行為であります。

度重なる櫻井議長の弁明も、今回の百条調査の結果とはあまりにも違うものでもあり、私たち議員を背信させる結果とな

つたことに悲しみと怒りを禁じえません。

我々議員は町民に対して常に公平・公正でなければなりません。それは、同時に公務員に対しても同様な事だと思ひます。

議会が町の最高意思決定機関だからといって、議長には特段の権限と権力が与えられていないにもかかわらず職員に対する傲岸不遜（ごうがんふそん）な振る舞いをすることは、到底許されるものではありません。

私たち議員それぞれに課せられている責任を十分に発揮しながら、議会に誇りを持ち、だけれども信頼される議会にしていけることが、我々に課せられた使命であると考へます。

以上のことから、櫻井議長が引き続き草津町議会議長の職を担うに相応

議長不信任決議とは？

議員には「議案提出権」が与えられており、議長不信任決議についても議案として議員から提出することができまふ。提出された議案は議会で審議され、過半数以上の賛成で可決となります。

今回議長不信任決議が可決されましたが、この決議に法的な拘束力はなく、必ずしも議長の職を辞さなければならぬということではありません。

しいかどうか総合的に勘案した結果、我々としては櫻井議長をこれ以上議長として認めることはできないと考え、ここに議長不信任案を提出することといたしました。

（全文掲載）

忙中感記

議員が順番に
日頃感じていることなどを
自由に書く「忙中感記」。
7回目は上坂国由議員です。



上坂国由 議員

先日、人生初の「アラート」の音に恐怖を感じました。

戦争や紛争とは、遠い国で起きているものと「平和」な日本人の誰しもが思っていたことと思います。人と人とが営みを行っていく上で意見の違いや、考え方の違いは当然にして起こりうることです。しかし解決には対話によることが一番であり、人が人を傷付け

る方法はあるとはならないと当たり前のように感じています。またそれが国と国ともなると、意見の違いは最悪の場合戦争や紛争になり、多くの罪のない人々や自然が犠牲となってしまう。決して起こってはならない争い、それが戦争です。日本の上空をミサイルが通過するようなこと、または標的にされているようなことがあってはならないはずです。

報道で「政府は把握している」と公式に発表されましたが、国民のほとんどが何も知らないことだったのは事実です。政府や政治家だけが把握しているだけで

は有事の際には国民をどう守り対処できるのかと憤りを感じました。

議会活動の中、日々「まち」づくりとは何かと考えています。町民の安心と安全な幸福な暮らしの為に、正しい情報を全員が共有し有事には助け合い守り抜くことが、「町」を守ることで「人」を守ることだとつくづく感じました。

草津町民はまず真実の情報を共有し安心安全を確立して、もてなすお客様にはさらに幸福をも与えられる町づくりをしたいと思います。

議会内容をインターネットで見られます

議場へ傍聴にお越しになれない多くの町民の皆さんに議会で話し合われている内容を、インターネットを通しご自宅でご覧いただけます。



視聴方法

(下記のいずれかの方法でご覧ください)

- 草津町議会本会議中継録画配信ホームページ
(<http://www.kusatsumachi-gikai.jp/>)
- 草津町役場ホームページ
(<http://www.town.kusatsu.gunma.jp/>)
のトップページから
「草津町議会」→「本会議中継録画配信」
- インターネット検索
「草津町議会」で検索

